

船舶事故調査報告書

平成30年8月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成30年1月20日 14時50分ごろ
発生場所	静岡県御前崎市御前埼南方沖 御前埼灯台から真方位183° 3.3海里付近 (概位 北緯34° 32.5′ 東経138° 13.3′)
事故の概要	貨物船SHENHANG 7は、西進中、また、貨物船XIN RUI 6は、東進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成30年2月29日、主管調査官（横浜事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 SHENHANG 7（シエラレオネ共和国籍）、1,496トン 8864282（IMO番号）、MINGYUAN SHIPPING CO.,LTD B 貨物船 XIN RUI 6（シエラレオネ共和国籍）、1,492トン 8904604（IMO番号）、HOLY FAIRY SHIPPING CO.,LTD
乗組員等に関する情報	A 船長A（中華人民共和国籍）、免状不詳 航海士A（中華人民共和国籍）、免状不詳 B 船長B（中華人民共和国籍）、免状不詳 航海士B（中華人民共和国籍）、免状不詳
負傷者	なし
損傷	A 船首部外板に破口等 B 船首部外板に破口等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 4 海象：波高 約1.0m
事故の経過	A船は、船長A及び航海士Aほか7人（中華人民共和国籍6人、バングラデシュ人民共和国籍1人）が乗り組み、航海士Aが単独で船橋当直につき、自動操舵により御前埼南方沖を西進中、B船と衝突した。 船舶自動識別装置（AIS）記録によれば、A船は、約9ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で西進しており、B船と衝突するまで同じ針路及び速力で航行した。 B船は、船長B及び航海士Bほか7人（中華人民共和国籍5人、ミャンマー連邦共和国籍1人、バングラデシュ人民共和国籍1人）が乗り組み、航海士Bが単独で船橋当直につき、自動操舵により御前埼南方沖を東進中、A船と衝突した。 AIS記録によれば、B船は、約10knの速力で東進しており、A船と衝突するまで同じ針路及び速力で航行した。
分析	A船は、西進中、航海士Aが、見張りを適切に行っていなかったこ

	<p>とから、同じ針路及び速力で航行を続け、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、東進中、航海士Bが、見張りを適切に行っていなかったことから、同じ針路及び速力で航行を続け、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、A船が西進中、B船が東進中、航海士A及び航海士Bが共に見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・航行中は、常時適切な見張りを行うこと。